

日金協（会）第 30－33 号

平成 30 年 7 月 13 日

貸金業者代表者各位

日本貸金業協会

会長 今井 三夫

平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について

本日、平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行され、金融庁から別添「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について」のとおり周知要請がありました。

貸金業者代表者の皆さまにおかれましては、今回の貸金業法施行規則改正の趣旨及び金融庁から示された貸金業法施行規則の解釈をふまえ、被災者の皆さまの資金需要や条件変更の申し出などに適切に対応して頂きますよう、役職員の皆さまへの周知をお願いいたします。

【金融庁ホームページ】

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180713-3.html>

本件に関する照会先

日本貸金業協会 会員業務部

TEL 03-5739-3014

日本貸金業協会

会長 今井 三夫 殿

平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について

貸金業法に基づく規制は、多重債務者の防止をはじめ借入者の保護を図ること等を目的とするものですが、他方、今般の豪雨の被災者が、貸金業者から、返済能力を超えない借入れを行おうとする場合に、例えば特定の書面を用意できないなど、法令に定める手続等が問題となって、本来なら借りることができる資金を借りられないという不都合が生ずるおそれがあれば、これを取り除く必要があることから、別添 1 のとおり内閣府令の見直しを行い、本日公布、即日施行いたしました。

つきましては、各会員の皆様に本改正を周知いただくとともに、適切に対応していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本改正のほか、被災者の方々の資金需要に適切に対応いただくにあたり参考となると考えられる内閣府令に係る考え方を別添 2 のとおりまとめましたので、併せて各会員の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 別添 1 については別紙 1、別添 2 については別紙 4 となっております。

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令の概要

1. 趣旨

貸金業法に基づく規制は、多重債務者の防止をはじめ借入者の保護を図ること等を目的とするものであるが、他方、今般の豪雨の被災者が、貸金業者から、返済能力を超えない借入れを行おうとする場合に、例えば特定の書面を用意できないなど、法令に定める手続き等が問題となって、本来なら借りることができる資金を借りられないという不都合が生ずるおそれがあれば、これを取り除く必要があることから、貸金業法施行規則の一部を改正するもの。

2. 府令改正の概要

(1) 総量規制の例外とされている「社会通念上緊急に必要と認められる費用」の借入手続等の弾力化

(貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号の 2、第 10 条の 28 第 1 項第 1 号、附則第 8 項)

総量規制に抵触する顧客が、「社会通念上緊急に必要と認められる費用」のために例外借入れ(貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号の 2)を行う場合について、被災者に係る以下の特例を設ける。

- ◎ 貸金業者に対する領収書等の提出が必要とされているが、当面の生活費等の様々な支出に充てる場合に配慮し、これを不要とする。
- ◎ 返済期間が「三月を超えないこと」が要件とされているが、被災者の置かれた状況に配慮し、「六月を超えないこと」とする。

(2) 総量規制の例外とされている個人事業主の借入手続の弾力化

(貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号、第 10 条の 28 第 1 項第 4 号、附則第 8 項)

個人事業主による借入れ(貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号)は総量規制の例外であるが、個人事業主が当該借入れを行う場合について、被災者に係る以下の特例を設ける。

- ・ 貸金業者は、百万円を超える貸付けであれば、当該個人事業主の「事業計画、収支計画及び資金計画」に照らし、顧客の返済能力を判断しなければならないが、「計画」の策定・提示が困難な被災者に配慮し、より簡素な情報(現状等)に照らし判断すれば足りることとする(百万円以内

の貸付けの場合と同じ取扱いとする)。

(3) 極度額方式によるキャッシング(総量規制の枠内貸付け)の借入手続の弾力化

(貸金業法施行規則第10条の26第1項、附則第8項)

極度額方式による借入れ(=キャッシング)を、一定額以上利用した顧客は、源泉徴収票等の年収を証明する書面を貸金業者に提出しなければならないが、これについて被災者に係る以下の特例を設ける。

- ◎ 当該顧客は、源泉徴収票等を「二月以内」に提出しなければ、仮に極度額に余裕があってもキャッシングが止められてしまうが、その入手が困難な被災者に配慮し、「六月以内」の提出とする。

(4) 総量規制の例外とされている配偶者の年収と合算して年収を算出する場合の借入手続の弾力化

(貸金業法施行規則第10条の23第1項第3号、附則第9項)

自らの収入だけに照らせば総量規制に抵触する顧客(主婦・主夫等)が、自身の年収と配偶者の年収を合算した額を基準として借入れ(合算年収の1/3まで)(貸金業法施行規則第10条の23第1項第3号)を行う場合について、被災者に係る以下の特例を設ける。

- ・ 当該顧客は、借入れを行う際に、配偶者との身分関係を証明する住民票又は戸籍抄本を提出する必要があるが、その入手が困難な被災者に配慮し、事後(六月以内)の提出で足りることとする。

3. 施行日等

上記のいずれも、今般の豪雨の被災者を対象とした時限措置(平成31年1月31日まで)とし、施行は公布の日(平成30年7月13日)からとする(ただし、上記(3)に係る改正規定の適用については、平成30年5月6日からとする)。

総量規制の例外となる貸付けに係る貸金業法施行規則の規定について

○ 貸金業法施行規則第 10 条の 21 第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める契約

同条第 2 項第 1 号において保存義務が課せられている「不動産(借地権を含む。)
売買契約書又は建設工事の請負契約書その他の締結した契約がそれぞれ同項第
一号又は第二号に掲げる契約に該当することを証明する書面」については、売買
契約書や請負契約書はあくまでも例示であって、こうした正式な契約書は必ずし
も必要ではなく、締結した契約が不動産の建設資金等に必要な資金の貸付けに係
るものであることを証する書面（領収書、請求書等）であれば足りる。

○ 貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号の 2 に定める契約

同条第 4 項第 2 号に定める「社会通念上緊急に必要と認められる費用」には、
一般に、平成 30 年 7 月豪雨の被災者の方々の生活費等についても含まれると解
される。

○ 貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号に定める契約

同条第 2 項第 4 号において保存義務が課せられている「第十条の十七第一項第
四号の確定申告書、同項第五号の青色申告決算書、同項第六号の収支内訳書又は
同項第七号の納税通知書その他の当該個人顧客の営む事業の実態を確認したこ
とを証明する書面」については、ここに列举されている確定申告書等はいくま
でも例示であって、こうした正式な証明書面は必ずしも必要ではなく、何らかの方
法で、貸金業者が当該個人顧客の営む事業の実態を確認し、その旨を記録・保存
すれば足りる。

○内閣府令第三十七号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年七月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後		改正前	
附則 〔1～7 略〕 （平成三十年七月豪雨に伴う貸付けに関する特例） 8 個人顧客が平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有する者（次項において「特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、平成三十一年一月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		附則 〔1～7 同上〕 〔項を加える。〕	
第十條の二十三第一項第二号の二ハ	三月	六月	第十條の二十三第二項第四号ロ
事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況		

第十條の二十八第二項 第十條の二十八第二項第一号ハ	第十條の二十六第二項	第十條の二十三第二項第四号ロ	第十條の二十三第二項第二号の二ロ(2)		
事業計画、収支計画	三月	一月	事業計画、収支計画及び資金計画	書面	個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況(以下同じ。)
営む事業の状況、収	六月	六月	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況	書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けた当該費用の見積額を記載した書面	

項第三号ロ	及び資金計画	支の状況及び資金繰りの状況
9 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成三十年内閣府令第三十七号）の施行の日から平成三十一年一月三十一日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出できないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出することができない理由を記載した書面を保存することができる。		
備考 表中の「」の記載は注記である。		
「項を加える。」		

附 則

（施行期日）

- 1 この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の貸金業法施行規則（以下「新規則」という。）
（附則第八項の規定（同項の表第十条の二十六第一項の項に係る部分に限る。）及び次項の規定は、平成三十年五月六日から適用する。）

（調整規定）

- 2 貸金業法第十三条第三項に規定する個人顧客が新規則附則第八項に規定する特例対象者である場合において、平成三十一年一月三十一日までの間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）附則第九条の二の規定は、適用しない。